

三重県議会議会改革諮問会議 第一次答申にかかる対応方向(案)

< 議会改革推進会議関係 >

三重県議会における議会改革の検証(現状と課題)

1 三重県議会の議会改革について(概論)

(1) 三重県議会の役割及び議会改革について

県民の福祉の向上につながる議会改革の取組を

せっかく取り組んできた議会改革も、県民や市町議会等に理解してもらえなければ、独り善がりを受け取られても仕方がない面もあります。議会活動は、最終的には県民の福祉の向上につながっていくべきものであり、議会改革の取組もこうした視点から確認しておく必要があります。

< 対応方向 >

今後の議会改革の取組に際して「参考」とする。

広域自治体議会の役割について検討を

広域自治体議会としてどのような役割を果たしていくべきか問われています。

< 対応方向 >

当該事項については、これまでも検討してきたが、「今後さらに議論すべき主要課題」でも挙げられており、諮問会議での議論と並行して、県議会としても引き続き「検討」していく。

なお、検討に際しては、第6回全国自治体議会改革シンポジウムや市町議会との交流・連携会議の実施と合わせて、検討内容を整理していく。

二元代表制における議会の役割の再認識と発信を

議会が、本来の役割を担い、議会が有する機能を発揮するためには、主権者である県民の議会に対する理解、二元代表制の一翼を担う執行機関職員の理解が不可欠であり、その理解を深めていくための取組がさらに必要です。

三重県議会基本条例が、主に議会運営の基本事項を定めているため県民との直接のかわりが薄いとしてみても、より多くの県民の認識を高めていく努力が必要です。

今後は、地方政府形態の在り方も含めて、二元代表制の役割を改めて検討する必要があります。

県議会だけでなく市町議会も含めて、県民に対して議会の役割をより広く知ってもらえる取組を連携して進めていくことが何よりも大切となっています。

< 対応方向 >

当該事項については、これまでも検討してきたが、今後、県民や職員に議会の役割についての理解を広め、深めていく方策については、広報の在り方と合わせてさらに「検討」していく。

地方政府形態の在り方や二元代表制の役割については、先の広域自治体議会の役割と合わせてさらに「検討」していく。

議会活動、会派活動、議員活動の役割と関係の整理を

3つの活動のいずれかが弱まるようなことのないよう、十分な配慮が必要です。

<対応方向>

当該事項は「 今後さらに議論すべき主要課題」でも挙げられており、諮問会議での議論と並行して、県議会としても必要な「検討」を行う。また、必要があれば実態調査や意見交換等への「協力」を行う。

(2) 議会改革の推進について

議会改革の検証とさらなる推進を

議会改革推進会議は費用弁償の支給対象になっていません。…今後の活動に支障が生じないように配慮しつつ、再考する必要があります。

<対応方向>

会期等の見直しに関する検証検討結果報告(P.25)でも同趣旨のことが指摘されており、現状を検証しつつ、今後、必要に応じて「検討」を行う。

議会改革の検証・検討の継続化

「議会改革諮問会議」の設置期間は、三重県議会議員の任期である平成23年4月29日までであり、その後の取扱いが不明確な状態にあるため、議員の改選後、速やかに、附属機関設置の検討を行うとともに、その際、附属機関の委員の身分が明らかになるよう条例で定めておくことが求められます。

<対応方向>

現議員の改選後、「検討」を行う。

既存制度や議会活動の見直しを不断に行うことは、より効果的な取り組みを進めていく上で不可欠となっていますが、全国では、議会モニター制度を導入し、恒常的に外部の視点を取り入れた改善を図る取組例もあり、何らかの仕組みが構築できるよう検討していく必要があります。また、これを機に、議会活動が自治体の政策サイクルの中でより明確な役割を果たせるよう、具体的な検討に挑み、それを発展させることで、自治体運営の改善にもつなげていければと考えます。

<対応方向>

当該事項は「 期待される試行的取組とその検証」でも挙げられており、全国事例を調査しつつ、「検討」を行う。

議会基本条例の定期的な見直しを

議会基本条例制定後の議会活動内容や今後、新たに取り組むべき方向性などを踏まえて、必要に応じて随時、見直ししていく必要があります。

<対応方向>

答申内容を踏まえ、現議員改選後に必要な「検討」を行う。

2 開かれた議会運営の実現

(2) 広報関係の個別取組にかかる評価

今後の課題（県議会と直接意見交換できる機会）

全国自治体では、住民と直接意見交換できる多様な機会を設けている例が多数ありますので、これらも参考にしながら、広域自治体議会として効果的な取組方策を検討していく必要があります。

< 対応方向 >

全国事例を調査しつつ、広聴広報会議とともに「検討」を行う。

3 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

(1) 政策決定及び政策監視・評価全般にかかる評価

今後の議会活動の在り方の検討をする際はもちろん、個々の議員活動においても、こうしたこと（県職員から寄せられた様々な意見）を念頭に置いておくべきであると考えます。

< 対応方向 >

今後の議会活動の在り方の検討や議員活動において「参考」とする。

(2) 監視・評価等の個別取組にかかる評価

県の重要事項の決定（行政の基本的計画の議決対象化等）

議会の基本的な役割について執行機関側に理解を深めてもらう必要があるとともに、議決事件を拡大する際には、執行機関側と十分な協議を行うことも必要と考えます。

< 対応方向 >

会期等の見直しに関する検証検討結果報告(P.25)でも「議会と知事との協議」についての指摘があるが、協議事項によって運営方法が異なるため、それぞれの協議に際しては事前に十分調整をし、代表者会議等の場で運営方法等についても「検討」を行う。

各議員がいかなる考えにより、その議案に対して賛成或いは反対したのか、県民に対する説明を充実させる取組が望まれます。例えば、全国の市町村議会の事例では、議会が検討あるいは修正した計画案を住民に説明し、意見交換するといった取組をしている議会もあります。

< 対応方向 >

今後の取組方策を検討する際に「参考」とする。

執行機関との緊張感ある関係の構築

単に審議会から議員を引き上げるだけでなく、議会が独自に、県民意見の聴取や協働型政策形成に取り組む姿勢も欠かせないと考えます。

< 対応方向 >

今後の取組方策を検討する際に「参考」とする。

4 独自の政策提言と政策立案の強化

(1) 政策提言・政策立案の全般にかかる評価

議員間討議の充実については、・・・改善の努力が求められます。

<対応方向>

今後、議員間討議の充実に向けた検討を行う際に「参考」とする。

(2) 政策提言・政策立案の個別取組にかかる評価

③ 議員間討議

議員一人一人が討議に関する意識・資質を高める努力を続けていただくとともに、会議の運営についても、工夫（時間設定や進行役のリーダーシップなど）を重ねて、実りある討議ができるようにしていただく必要があります。

<対応方向>

当該事項は「Ⅲ今後さらに議論すべき主要課題」でも挙げられており、諮問会議が議論を進めていく中で、必要に応じて「検討」等を行う。

④ 多様な主体との協働による政策立案

執行機関側では気づかない課題を発掘し、政策に練り上げるのは県議会議員の役割の1つであり、そのためにも、多様な主体との協働による政策立案をもっと行うべきではないでしょうか。

議会が監視・評価や政策立案を行うにあたり、もっと県民の意向やニーズに向き合う必要があります。そのためには、専門性を持つ団体（NPOや研究機関）と対等な立場で連携することが重要です。連携・協働するためには、個人や会派の垣根を越えた受け皿をつくることの必要性も指摘されており、今後、議会全体として、多様な主体と協働するための条件整備に取り組んでいただきたいと思います。

<対応方向>

今後の課題として必要な「検討」を行う。

⑤ 新しい政策サイクル

より実践的な取組につながるような仕組みの構築に向け、検討されることを期待しています。

<対応方向>

諮問会議での議論も参考にしながら、現議員改選後に必要な「検討」を行う。

5 分権時代を切り開く交流・連携の推進

(1) 交流・連携全般にかかる評価

交流・連携を進めていくには、相手方のあることでもあり、何のために交流・連携するのか、目的や方法などを明確にして、検討を進めていく必要があります。

< 対応方向 >

個別の取組方策を検討する際に「参考」とする。

(2) 交流・連携の個別取組にかかる評価

全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催

議会改革について全国自治体議会が交流し検討する機会は、近年、年間を通じて他にも数多くあるところであり、三重県議会が県民の税金等を費やして、引き続き単独で開催する場合には、その必要性についても整理しておく必要があります。

< 対応方向 >

今後の課題として必要に応じて「検討」とする。

市町議会との交流・連携

- ・・・試行的な取組を実施しながら、全県的に広げていってはどうでしょうか。
- ・・・市町議会との交流の在り方について検討すべきであると考えます。

< 対応方向 >

当該事項については、これまでに一部実施してきたが、「今後さらに議論すべき主要課題」及び「期待される試行的取組とその検証」でも挙げられていることから具体的な「検討」をさらに進めており、「試行」を諮問会議とも連携しながら行う。

7 その他

(1) 議会の自主性・自立性の確保

議会側の判断による議会の開催

定例会の招集回数を年2回とすることで、議長による柔軟な議会開催を可能にしたことや、議長の在任期間を従来の1年間から2年間にしたことで、議会運営の牽引役としての役割が強化されたことは、大きな意義があります。これらの取組結果をさらに検証する中で、会期や議長任期について必要な見直しが行われることを期待します。

< 対応方向 >

議長による柔軟な議会開催については、会期等の見直しとも関連があり、当該事項については「今後さらに議論すべき主要課題」でも挙げられていることから、諮問会議が議論を進めていく中で、必要な「検討」等を行う。

(3) 議員の身分・立候補・定数等

地域における議員活動

「当該選挙区から選出されている県議会議員全員と一堂に会して実施する」ことを希望する、…「オープンな場で県議会議員の報告が聞けたり意見交換できる機会がほしい」…各議員にはこうした市町議会の意向も踏まえて対応していくことが望めます。また、市町議会側も県議会議員を招聘する機会を設ける必要性を感じており、要請がある場合には、積極的な対応を期待したいと思います。

< 対応方向 >

各議員が議員活動をする際に「参考」とする。

議員の資質向上

選挙区等に縛られない、県全体の利益を念頭に置いた活動について、個々の議員が改めて確認しておく必要があります。

< 対応方向 >

各議員が議会活動をする際に「参考」とする。

新任議員の研修をはじめ、議員のレベルを低下させない工夫を検討しておく必要があります。

< 対応方向 >

議員研修の在り方について「検討」を行う。

各種委員会や会派における調査研究活動を行う際には、実戦経験を重ね調査方法を身に付けるなど、OJT(On-the-Job Trainingの略)を取り入れていくことも重要です。

< 対応方向 >

各委員会や会派が調査活動を行うに際し「参考」とする。

今後さらに議論すべき主要課題

2 個別検討事項

(1) 広域自治体議会の役割

今後、どのような役割を県議会として果たしていけるのか、検討していく必要があります。「議会内閣制」など地方政府形態の在り方も含めて、二元代表制の役割を改めて検討する必要があります。

検討の際には、本来の二元代表制を作動させるため、どのような権限を議会が有すべきか、また議会運営において会派や附属機関、住民参加などをどのように取り扱うべきかも含めて、検討していく必要があります。

< 対応方向 >

当該事項については、これまでも検討してきたが、諮問会議での議論と並行して県議会としてもさらに「検討」していく。

なお、検討に際しては、第6回全国自治体議会改革シンポジウムや市町議会との交流・連携会議の実施と合わせて、検討内容を整理していく。

(2) 市町議会との交流・連携の在り方

まずは第一歩を踏み出しながら、双方にメリットが感じられるものとなるよう、具体的な検討をしていく必要があります。

なお、国では、地域主権戦略会議で「国と地方の協議の場」の法制化に向けた検討が進められ、既に法案も確定していますが、同様に、県と市町との関係についても対等な関係で協議できる仕組みが必要ではないかと考えます。既に、執行機関では、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」が設置され、各種の協議、検討が行われてきているところですが、自治体にとって重要な事項については、議会が参加した何らかの仕組みを構築していく必要があります。

<対応方向>

当該事項については、これまでに一部実施してきたが、さらに具体的な「検討」を進めており、「試行」を諮問会議とも連携しながら行う。

(5) 議員間討議の充実と議員の資質向上

議員の資質に起因するものがある一方、会議運営の仕方や議会運営の仕組みに起因するものもあり、それぞれへの対応方策を検討し、全体として効果が上がるよう整理していく必要があります。

- ・・・会期の見直しや会派活動との関連も念頭に置いて、検討していく必要があります。

<対応方向>

今後、諮問会議が議論を進めていく中で、必要な「検討」等を行う。

(6) 議会活動、会派活動、議員活動の役割と関係の整理

3つの活動のいずれかが弱まるようなことのないよう、十分な配慮が必要となります。

<対応方向>

今後、諮問会議が議論を進めていく中で、必要な「検討」等を行うとともに、諮問会議の要請があれば、実態調査や意見交換等の「協力」を行う。

期待される試行的取組とその検証

1 市町議会との交流・連携を通じた住民ニーズや地域課題の把握

県内の複数圏域で試行的な取組を行うことが期待されます。

<対応方向>

具体的な「検討」を進めており、「試行」を諮問会議とも連携しながら行う。

3 議会モニター制度の導入

広域自治体議会としてどのような仕組みがよいか、検討を進めていくことを期待します。

<対応方向>

全国事例を調査しつつ、「検討」を行う。